

KYOEI NEWS



〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
 TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
 E-mail osaka@kyoeisystem.co
 URL https://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] ……パートの社会保険加入

物流業界では人手不足解消のため多くのパート従業員を雇用していますが、社会保険の加入に関して従業員側は手取り収入が減り、事業主側は保険料負担が増加するため未加入者が多く見られます。この度、社会保険の加入基準となる「年収106万円の壁」を解消するため国は「社会保険適用時処遇改善コース」を新設し、社会保険の加入に伴う労使の負担を軽減するための助成金制度を設けました。

その内容は次のとおりとなっています。一般的に離職率の高いパート従業員の定着を推進するためにも本制度の活用を御検討ください。

1. 「社会保険適用時処遇改善コース」

(1) 手当等支給メニュー

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与）の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当として）	左欄の取組みを 6か月継続した 後2か月以内	6ヶ月ごとに 10万円×2回 (大企業7.5万×2)
2年目	②賃金の15%以上を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当として）とともに3年目以降③の取組みが行われること		6ヶ月ごとに 10万円×2回 (大企業7.5万×2)
3年目	③賃金（基本給）の18%以上を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		6ヶ月で10万円 (大企業22.5万)

(2) 労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	※	左欄の取組みを 6か月継続した 後	6か月で30万円 (大企業22.5万)
②	3時間以上4時間未満		5%以上		
③	2時間以上3時間未満		10%以上	2か月以内	
④	1時間以上2時間未満		15%以上		

(3) 併用メニュー

	要件	申請時期	1人当たり助成額	
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与）の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当として）	左欄の取組みを 6か月継続した 後 2か月以内	6ヶ月ごとに 10万円×2回 (大企業7.5万×2)	
2年目	上記の取組みを行った上で以下の何れかの取組みを行う事		6か月で30万 (大企業22.5万)	
	週所定労働時間の延長			賃金の増額
	① 4時間以上			※
	② 3時間以上4時間未満			5%以上
	③ 2時間以上3時間未満	10%以上		
	④ 1時間以上2時間未満	15%以上		

(特記事項)

(社会保険適用促進手当について)

- ①毎月の賃金としても賞与としても支給が可能です
- ②社会保険適用促進手当については、標準報酬、標準賞与について最大2年間保険料の算定対象外となりますが所得税、住民税、労働保険料は対象となりません
- ③上記手当を支給する場合は賃金規程の変更(届出)が必要です
- ④通常の賃金として支給する場合は割増賃金、平均賃金、最低賃金の算定基礎に算入されますが賞与として支給する場合は算入されません

2. 手続きの流れ

- (1) キャリアアップ助成金(キャリアアップ計画書)の作成、提出
- (2) 取組みを6か月継続
- (3) 6ヶ月継続後2か月以内に申請(1回目) ➡ 審査の上支給
- (4) 1回目終了後取組みを6か月継続
- (5) 取組み終了後2か月以内に申請(2回目)

(手当等支給メニューの場合は最大5回目まで申請)

※本内容を無断で転載することを禁じます。